

平成18年度政策の実績評価書（案）

評価実施時期：平成19年〇月

担当部局名：水産庁企画課

【施策名】

水産業の健全な発展

政策体系上の位置付け VII-⑭

【施策の概要＜目指す姿＞】

国民に対する水産物の安定供給の観点から、水産業全体を食料供給産業としてとらえ、その健全な発展を総合的に図っていく。

【施策に関する目標】

① 厳しい漁業経営を反映し、就業者が減少傾向を示している現状に歯止めをかける観点から、担い手対策の重点的な課題として、新規就業者の確保を図る

目標 ①	新規漁業就業者数の確保			
	＜達成目標＞	＜18年度目標値＞	＜実績値＞	＜達成状況＞
新規漁業就業者数の確保 (毎年度 1,500人)		1,500人	1,242人	83% (B)

＜目標に関する分析結果＞

新規漁業就業者の確保・育成対策として、漁業就業希望者への就業に関する情報提供、漁業就業支援フェアによる就業希望者と漁業現場のマッチング、漁業現場での研修などを一体の対策として着実に実行することによって、一定の成果を得ている。他方、雇用情勢の変化は漁業への新規就業者の増減の背景として重要な要素となるが、その一つの指標として有効求人倍率をみると、平成18年の有効求人倍率の年平均は1.06と前年の0.95から0.11ポイント、5年前（平成13年）からは0.47ポイント上昇している。漁業は他の産業に比べ労働条件が厳しいとの認識が一般的に強いと、他産業での求人が増加すると、就職希望者が労働条件が良い他産業へ流れることとなり、新規就業者数は平成16年度以降減少傾向となっている。

＜改善・見直しの方向性＞

就業対策については、景気の変動等の影響を受けやすく、短期間の対策では成果が出ないため継続的に実施していくことが有効であると考えられる。そこで、

- ① 新規就業者の確保については、情報提供や相談窓口の設置、漁業就業支援フェアの開催、漁業現場における体験、研修等の実施を通じ、体系的な漁業就業支援体制を整備することとし、
- ② 漁業者の育成については、スキルアップのための海技士資格等取得講習会等の実施、青年漁業者、漁村女性等が自発的に行う漁業技術・経営管理能力の向上に関する活動の支援、漁業経営改革等に意欲的に取り組む青年漁業者を中心とした中核的漁業者協業体の経営改善の取組や、漁村女性等による起業的活動の取組等の支援等の実施について、今後とも継続的に取り組むこととする。

更に、漁業就業への関心を高めるための対策として、これまでの対策に加え平成18年度から新たに、都市部の若者を主な対象とした漁業現場での6か月間の長期研修を実施したところ、111人が研修に参加し、うち79人が漁業に就業している。

また、今後、漁業就業への関心を高め漁業就業希望者への情報提供の充実を図る観点から、平成19年度に全国漁業就業者確保育成センターを設置し、事業の推進体制を強化するとともに、夜間や土日に漁業就業に関する講座や現場見学を開催することとしている。併せて、平成20年度に向けて、文部科学省と連携して、地域における水産高校と漁業・水産業との連携強化や実践的な専門教育の充実に係る事業の検討を行っているところである。

② 国民の需要に即した事業活動が行われ、将来にわたって収益が安定し、継続的に漁業活動を行い得る漁業経営体の育成を図る必要があることから、平成18年度までに、漁業経営改善制度^{*1}による漁業経営改善計画の認定者数375経営体を目指す。

目標 ②	漁業経営改善計画の認定者数の確保			
	＜達成目標＞	＜18年度目標値＞	＜実績値＞	＜達成状況＞
漁業経営改善計画の認定者数の確保 (平成18年度 375経営体)		375経営体	234経営体	62.4% (Ｂ)

＜目標に関する分析結果＞

平成18年度においては、新規認定者数は17経営体であり、累計で234経営体の認定者数となっている。目

標値に及ばなかった原因としては、資源の悪化、魚価低迷、燃油価格の高騰と厳しい漁業経営環境のもと、漁業経営改善計画の策定が困難な状況が続いているためと考えられる。

＜改善・見直しの方向性＞

厳しい漁業経営環境を改善するため、

- ① 資源回復計画の一層の推進や密漁・違反操業の防止を通じた水産資源の回復
- ② 流通拠点の整備や消費者ニーズに対応した流通経路の整備による産地の販売力の強化
- ③ 収入の変動による漁業経営への影響を緩和するための新しい漁業経営安定対策の導入

等の施策を講じ、将来にわたって収益が安定し、継続的に漁業活動を行い得る漁業経営体の育成を図ることとする。

- ③ 漁業者は、再生産が可能となる魚価を望み、消費者は、新鮮でかつ安価な魚を望んでおり、この相反する課題に対応するため、中間コストを削減するなどにより、産地と消費地の価格差の縮減を図る。

目標 ③	消費地と産地の価格差の縮減			
	＜達成目標＞	＜18年度目標値＞	＜実績値＞	＜達成状況＞
	消費地と産地の価格差の縮減 (毎年度 4.00倍以内を確保)	4.00倍	4.00倍 (暫定値)	－％（A）

＜目標に関する分析結果＞

価格差の算定根拠としている魚種毎の消費地価格及び産地価格について、平成 15 年と平成 18 年で比較すると、10 魚種中 8 魚種で相対価格差が縮減しており、実績評価での算定方法による価格差は前年より縮減した。水産物価格は、総じてみると産地価格の上昇率に比べ消費地価格の上昇率は小さく、消費地価格に占める流通コストの割合は低下しているものと考えられる。

しかし、マサバ、サンマ、カツオなど、価格差の比較的大きい魚種もあるため、市場統合等流通コスト縮減の取組を引き続き行う必要がある。

＜改善・見直しの方向性＞

流通コスト縮減のため、「水産物産地市場の統合及び経営合理化に関する方針」(水産庁長官通知)について、産地市場と消費地市場の垂直統合等多様な取組の必要性、買参権の開放※²の重要性を追加し、地域や取引魚種の特性に応じた産地市場の再編(全国で平成 18 年現在 815 市場を平成 22 年までに約 500)や市場運営の改善を進めることとし、このための取組に対し以下の支援策を講じることとする。

- ① 産地市場の開設者又は卸売業者が、市場統廃合・買参権開放に取り組むための産地取引の実証試験、電子商取引システムの開発等の条件整備に対する支援。
- ② 水産業協同組合が、再編を行い、かつ買参権を開放した市場において、自ら買参権を持って水産物を買取り、販売する場合の水産物の保管・出荷経費に対する支援。
- ③ 流通拠点となる産地市場において、鮮度管理兼水産物の付加価値向上のための施設整備に対する支援。

- ④ 条件不利地に立地する漁村の生活環境の改善を図るため、平成 18 年度までに污水处理人口普及率を小都市並の 40 %とするとともに、高潮等の自然災害からの防災機能を高めるため、平成 19 年度までに安全性が確保されていない漁村の面積を 5 千 ha に削減することにより、漁業の生産基盤でもある漁村の振興を図る。

目標 ④	污水处理人口普及率			
＜達成目標＞		＜18年度目標値＞	＜実績値＞	＜達成状況＞
污水处理人口普及率の向上 (平成18年度 40%)		40%	41% (暫定値)	102% (A)

＜目標に関する分析結果＞

漁村は、漁業活動の根拠地、生活を支える基盤であるが、条件不利地域が多く小都市と比べて生活環境が立ち後れているという課題を有しており、改善のための環境整備が必要である。このため、污水处理施設の整備を推進してきた結果、平成 18 年度の確定値については平成 19 年度後半に算出予定であり、現時点では、平成 17 年度末値に平成 18 年度で事業が完了する予定地区の処理区域人口を加えて算出する推計値による達成状況での評価であるが、目標を達成した。

＜改善・見直しの方向性＞

目標値については、平成 11 年度よりほぼ一貫して達成しており、漁村における生活環境の改善は着実に進んでいると考えられる。

しかしながら、都道府県別の污水处理人口普及率で見た場合には格差が見受けられる。このため、普及率の

低い都道府県については、関係地方公共団体と連携の下、普及啓発を行うとともに、全体として、普及率の目標達成（平成 23 年度末で約 6 割）に向けて引き続き事業の推進を図っていくこととする。

目標 ⑤	津波・高潮等による災害から一定水準以上の安全性が確保されていない漁村の面積の削減			
	＜達成目標＞	＜18年度目標値＞	＜実績値＞	＜達成状況＞
	津波・高潮等による災害から一定水準以上の安全性が確保されていない漁村の面積の削減 （平成19年度 5千haに削減）	5.2千haに削減	5.180 千ha	103 %（A）

＜目標に関する分析結果＞

津波・高潮による災害から一定の水準の安全性が確保されていない漁村の面積については、事業が進捗したことにより 5,180ha となり、平成 14 年度末時点の 6,000ha から 820ha の削減となった。

平成 18 年度の目標は 5,200ha で、目標削減面積は 800ha であることから、達成率は 103%となり、着実に効果を発現していると考えられる。

＜改善・見直しの方向性＞

目標値については、平成 15 年度よりほぼ一貫して概ね達成しており、津波・高潮の災害のおそれが多い堤防等の海岸保全施設の整備を優先的に実施することにより、着実に効果が発現しているものと考えられる。引き続き緊急性の高い地域から優先的に整備を実施することとする。

【施策に関する評価結果】

水産業の健全な発展にとっては、漁業の健全な発展と漁村の振興が重要であり、このうち、漁業の健全な発展に資するものとしては①効率的かつ安定的な漁業経営の育成や担い手の確保及び②適正な魚価の確保が漁村の振興に資するものとして生活環境等の確保が重要である。

担い手確保については、平成 16 年度以降減少傾向にあるが、平成 18 年度から新たに立ち上げた事業等により 1,242 人の新規漁業就業者の確保につながった。しかしながら、就業対策は景気の変動等の影響を受けやすいことから効果が継続されるよう努める必要がある。

漁業経営の育成については、資源の悪化、魚価低迷、燃油価格の高騰と厳しい経営環境のもと、計画策定数は微増にとどまっているが、今後も効果が発揮されるよう努めるとともに、計画策定数の増加を図る必要がある。

適正な魚価の確保については目標を達成したが、引き続き水産物流を担う産地市場の構造改革の取組を適正に進め、流通コストの削減を図る必要がある。

漁村の生活環境の確保については、順調に目標を達成しており、今後とも引き続き事業の推進を図ることが重要である。

【施政方針演説等内閣の重要方針及び食料・農業・農村基本計画における位置づけ】

関係する施政方針演説等	年月日	記事事項（抜粋）
社会資本整備重点計画	H15.10.10	汚水処理人口普及率 76 %（H14 年度）→86 %（H19 年度） 津波・高潮による災害から一定水準の安全性が確保されていない地域の面積 約 15 万 ha（H14 年度）→約 10 万 ha（H19 年度）
水産基本計画	H14.3.26	第 1 の 2 水産業の健全な発展 第 3 の 2 （1）効率的かつ安定的な漁業経営の育成 （3）人材の育成及び確保 （5）水産加工業及び水産流通業の健全な発展 （10）漁村の総合的な振興

【政策評価総括組織（企画評価課長）の所見】

評価結果は概ね妥当であるものの、国際競争力のある経営体の育成、確保の観点から新規就業者の確保や漁業者の育成になお一層努力する必要がある。特に、景気の動向等により新規漁業就業者数の確保に関する政策の効果が十分に発揮されていない点については、異業種からの参入を促進するための施策など、例えば学生、サラリーマンなど支援の対象ごとにニーズにあった就業支援策を講じるべきである。また、漁業経営改善計画の策定が進んでいない点については、我が国漁業の将来を担う経営体に支援施策を集中させていくとする今後の方向と整合性をとりつつ、全体として漁業経営基盤の強化に資するよう、より効果的な指標の追加等を検討すべきである。

【政策評価会委員の意見】

--

1 データ、資料等

目標① 新規就業者数の確保

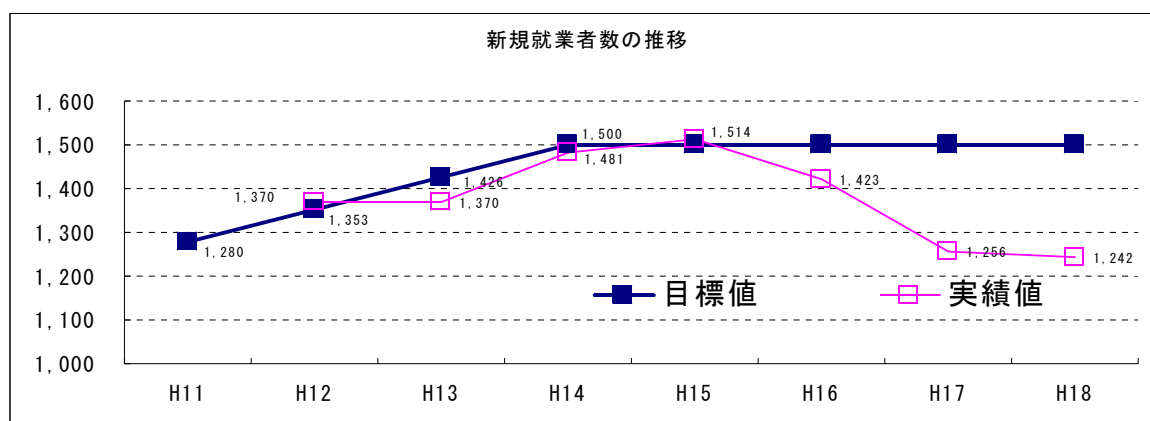
<目標設定の考え方>

全国的に漁業就業者の高齢化が進むとともに、若い漁業者が減少しており、国民に対する水産物の安定供給及び水産業の健全な発展を図るためには、将来の漁業を担うに足る能力を備えた人材の効率的かつ安定的な確保が重要である。

水産基本計画では、漁業就業者全体の約9割を占める沿岸漁業就業者数の展望について、すう勢では平成12年の沿岸漁業漁業就業者数は22.1万人に対し、平成24年は10.7万人まで減少するが、政策努力により8千人増加し11.5万人を確保することとしている。

従って、漁業就業者の減少に歯止めをかける観点から、新規就業者の確保については、平成12年の新規就業者が1,370人であることを勘案して「新規漁業就業者数1.5千人/年の確保」とした。

<目標値と実績値の推移>



資料：農林水産省「農林漁業への新規就業者に関する情報収集」(H13)、
農林水産省「新規就業者調査結果」(H14～15)、水産庁調べ (H16)、
大日本水産会調べ (H17～)

<目標達成状況の判定方法>

農林水産省政策評価基本計画第5の1の(3)の力の①に示すとおり。

(達成度合の計算方法)

達成率＝当該年度の新規就業者数÷目標値 (1, 500) × 100 %

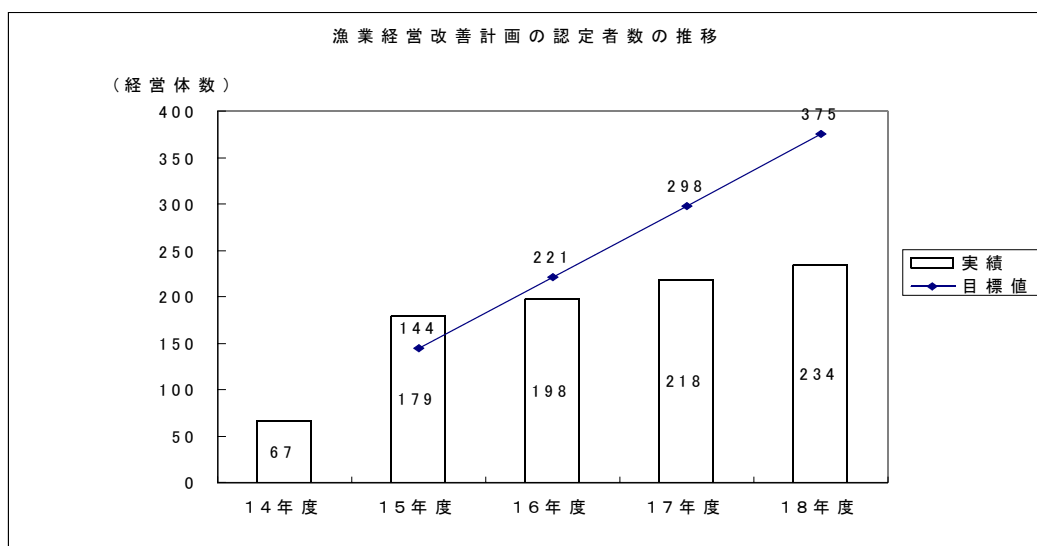
目標② 漁業経営改善計画の認定者数

<目標設定の考え方>

効率的かつ安定的な漁業経営の育成については、国・都道府県の助言等の下に、漁業者が、漁船その他の施設の整備、生産方式の合理化、経営管理の合理化その他の措置を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ることを目的として漁業経営改善計画が策定されることから、「漁業経営改善計画の認定者数の確保」を指標とする。

平成14年度の新規認定者数が67経営体であることから、年間の認定件数目標15%増を見込んで目標値を設定する。

<目標値と実績値の推移>



<目標達成状況の判定方法>

農林水産省政策評価基本計画第5の1の(3)の力の①に示すとおり。

(達成度合の計算方法)

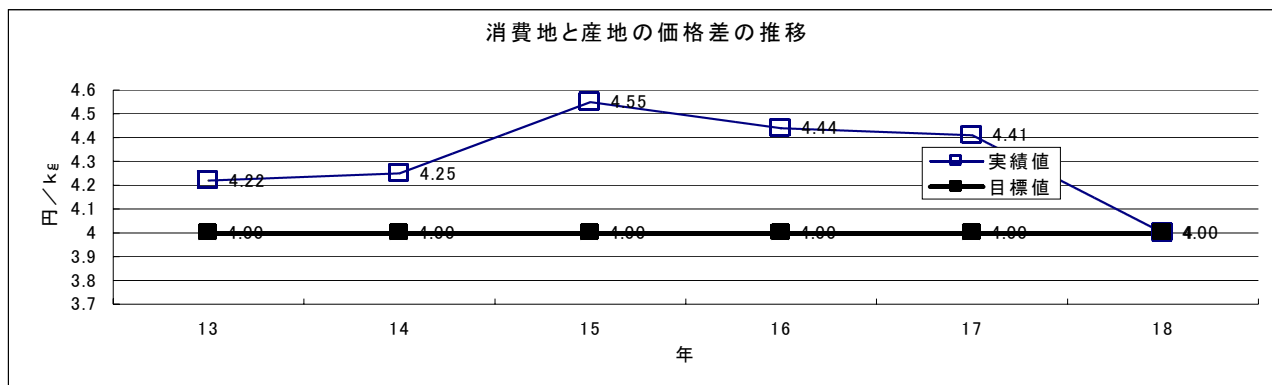
達成率＝当該年度の漁業経営改善計画の新規認定経営体数（累計）÷目標値×100 %

目標③ 消費地と産地の価格差の縮減

<目標設定の考え方>

魚価の面から見れば、漁業者は高く、消費者は安くという相反することが求められている。この課題に対応するためには、零細な産地市場の統廃合による取扱単位の増大や、消費地市場を経由しない流通を行うこと等により、中間コストを削減し、産地価格と小売価格の差を縮める必要があることから、「消費地と産地の価格差4倍以内の確保」を目標とする。

<目標値と実績値の推移>



<目標達成状況の判定方法>

目標値を下回るときは達成(A)、その他のときは未達成(C)とする。

※価格差は、需給の影響により産地価格が比較的大きく変動するため、目標値を単年度の値で設定することは適当でないため、各年度ごとに直近3カ年の平均値を実績値として評価することとしている。

目標④ 污水处理人口普及率の向上

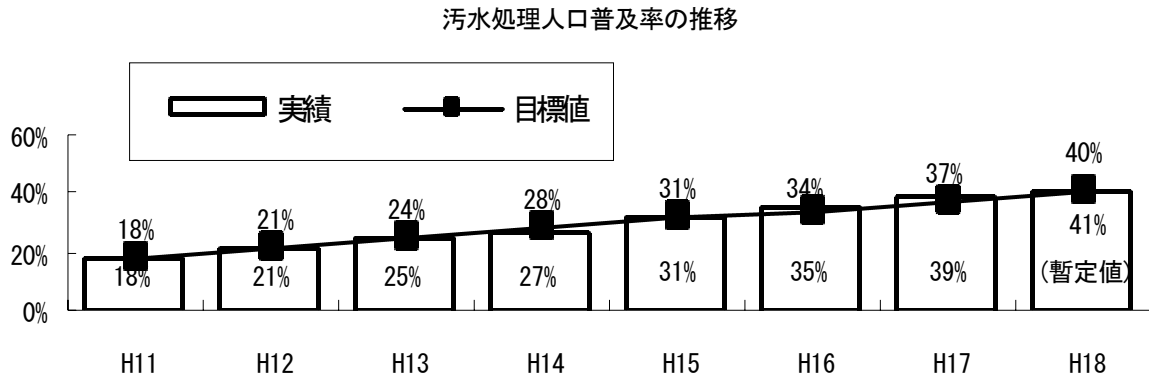
<目標設定の考え方>

漁業活動の基盤である漁村の総合的な振興の観点から、小都市（10万人規模）と比べ立ち後れている生活環

境の向上を図るため、「污水处理人口普及率」を指標とする。

平成 14 年策定の「漁港漁場整備長期計画」の目標（平成 23 年度までに污水处理人口普及率を概ね 6 割とする）に基づき、平成 14 年度に 27 %であった漁業集落排水施設による污水处理普及率について、平成 18 年度までに 40 %を目標とする。

<目標値と実績値の推移>



<目標達成状況の判定方法>

農林水産省政策評価基本計画第 5 の 1 の (3) の力の①に示すとおり。

(達成度合の計算方法)

達成率 = 当該年度の実績値 ÷ 当該年度の目標値 × 100 (%)

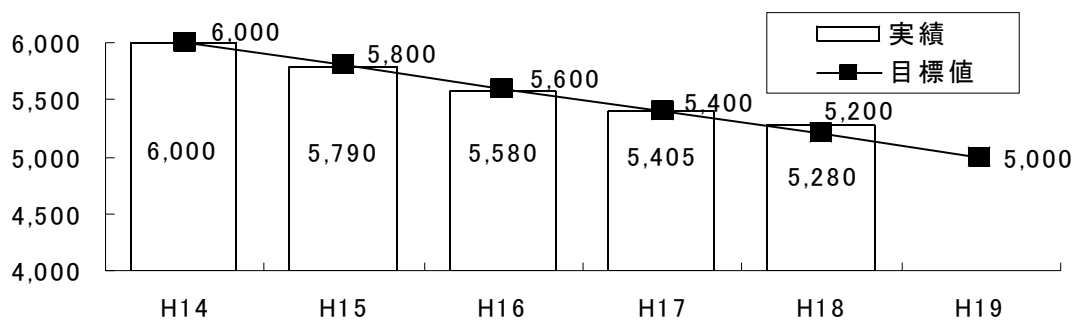
目標⑤ 津波・高潮等による災害から 一定水準以上の安全性が確保されていない漁村の面積の削減

<目標設定の考え方>

厳しい自然環境に立地している漁村の防災機能の向上を図るため、「津波高潮等による災害から一定水準以上の安全性が確保されていない漁村の面積の削減」を指標とする。

平成 15 年策定の「社会資本整備重点計画」の目標（平成 19 年度までに津波高潮等による災害から一定水準以上の安全性が確保されていない地域の面積を 10 万 ha にする）に基づき、漁村における当該面積について、平成 19 年度までに 5 千 ha を目標とする。

<目標値と実績値の推移>



<目標達成状況の判定方法>

農林水産省政策評価基本計画第5の1の(3)の力の①に示すとおり。

(達成度合の計算方法)

達成度 = (基準値 - 今年度実績値) ÷ (基準値 - 今年度目標値) × 100 %

【参考データ】

省略

2 用語解説

注1 漁業経営改善制度

経営改善の意欲ある漁業者及びそのような漁業者を構成員とする漁業協同組合等が、漁船その他施設の整備、生産方式の合理化、経営管理の合理化等の措置を実施することを支援することにより、漁業経営の向上を図り、もって効率的かつ安定的な漁業経営を育成するための制度。支援を受ける要件として、付加生産額を5年間で15%向上させるという漁業経営改善計画を申請することが必要。

注2 買参権の開放

買参権とは、水産物産地市場（水産物の卸売のために開設される市場であって、漁船による水産物の直接水揚げ又は陸送による生産地からの水産物の搬入を受けて、第一段階の取引を行う市場をいう。）の場合、生産者が市場に水揚げした魚介類を、卸売人が行うセリ、入札等の水産物の売買に参加する権利のことであり、一定の資格（法令資格、実績、保証金など）を有することにより、市場開設者から買参権を取得することができる。多くの産地市場では、買受人の新規参入が必要以上に制限され、十分な数の買受人がいなかったため、公正な価格形成と水産物の安定供給に支障をきたしているとの指摘がある。制度上は、開設者の権限により買受人の新規参入は可能となっているが、競争激化を嫌う既存業者の反発に配慮し、権限を行使できないとの声がある。

（注）農林水産省政策評価基本計画

http://www.maff.go.jp/www/press/cont2/20070402press_1b.pdf